○農林水産省告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北野上字滝ノ沢三七〇三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字滝ノ沢三七〇三の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市熊田字石切堂二二九九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字石切堂二二九九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年六月二十八日農林水産省告示第千七十二号（五に係るものに限る。）、昭和六十三年二月五日農林水産省告示第百二十号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁並びに雲仙市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市飯盛町平古場字西ノ林一八一二の一から一八一二の六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市飯盛町里字大門一四五の一、一四五の四、字岡山四三八、四三九、四四九の三、四四九の四、四五〇から四五二まで、四五四、四五七、四五九、四六〇、四六一の一から四六一の三まで、四六三の一から四六三の三まで、四六四、四六五、四六七の一、四七九、四八〇、字長谷二三九五、西彼杵郡長与町三根郷字薬師谷五五〇、字藤ノ棟一一一九から一一二二まで、一一二五、一一二七、一一二九の一、一一二九の二、高田郷字山下一二八六の一、平木場郷字鳶ノ尾六六五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤ノ棟一一二七（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁並びに諫早市役所及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市多良見町化屋字山床一四六四、多良見町中里字蔭平一二三の一、多良見町西川内字友ノ尾一六〇九の一、一六〇九の二、多良見町山川内字大山五八四の六、大場町一一九五の一から一一九五の三、一一九六の一、一一九六の九、一二〇一、一二〇二の二、一二〇五の三、一二〇八、一二一一から一二一三まで、一二一五の一、一二二〇の一、一二二一、一二二三、一二二四、一二二七の一、一二二七の四、一二三七の五、一二三八、久山町九から一一まで、一二の一から一二の三まで、一六の一、一七の一、四四四、四五〇の一、四六三の一、四六四の一、四六八の一、四七七、四八〇、四八一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字大小屋字安一三八〇（次の図に示す部分に限る。）、字袋小屋一三八一、字栂森一三八二、字茂皮平一三八三、字白根沢一三八四、西置賜郡白鷹町大字黒鴨字淀山一　二一九五の一、二一九五の二、字淀山二　二一九六の二から二一九六の八まで、字松倉二一九七の一（次の図に示す部分に限る。）、二一九七の二から二一九七の四まで、字姥倉一　二二〇九の一、字姥倉二　二二一〇の一、二二一〇の三、字手鑓澤一　二二一一の一から二二一一の三まで、字手鑓澤二　二二一二、字鼻撫二二一三の二、二二一三の三、字軽井澤二一四八の一六（次の図に